令和6年度 第1回千葉県障害者差別解消支援地域協議会及び第2回千葉県障害のある人の 相談に関する調整委員会 議事録

- 1 日時 令和7年2月20日(木)午後3時~午後5時
- 2 場所 千葉県教育会館 303会議室
- 3 出席者(総数26名中19名) ◎会長 ○副会長
 - (1)委員

今野委員 植野委員 太田委員 齊藤委員 四家委員 宮坂委員 野田委員 横山委員 鈴木委員 近藤委員 黒須委員 〇若林委員 石田委員 〇高梨委員 進藤委員 宇山委員 始関委員 齋藤委員 中里委員

(2) 県

中里障害者福祉推進課長 小佐野共生社会推進室長ほか

4 会議次第

- (1) 障害者差別解消法及び障害者条例に基づく令和5年度の相談件数等について
- (2) 県障害者条例に基づく令和5年度広域専門指導員等活動報告書(案) について
- (3) 市町村における障害者差別解消支援地域協議会の推進について
- (4) 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議の取組課題の整理について
- (5) 助言及びあっせん申立て事案について(第25号事案)
- (6) 助言及びあっせん申立て事案について(第26~28号事案)
- (7) 助言及びあっせん申立て事案について(第29号事案)

5 議事結果

- 議題(1)令和5年度の県障害者条例に基づく広域専門指導員に寄せられた相談件数と障害者 差別解消法に基づく千葉県及び県内市町村に寄せられた障害者差別に関する相談件 数等について、資料1を使用し、事務局から報告を行った。
- 議題(2) 県障害者条例に基づく令和5年度広域専門指導員等活動報告書(案)について資料 2を使用し、相談活動の実績について事務局から報告を行った。なお、活動事例に ついては対応した広域専門指導員から報告を行った。
- 議題(3) 市町村の地域協議会の推進について、資料3を使用し、市町村における地域協議会の設置状況等について事務局から報告を行った。
- 議題(4)障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議の取組課題を整理

するため、資料4を使用し、協議を行った。

- 議題(5)助言及びあっせん申立て事案(第25号事案)について審理した。
- 議題(6)助言及びあっせん申立て事案(第26~28号事案)について審理した。
- 議題(7)助言及びあっせん申立て事案(第29号事案)について審理した。
- ※議題(5)から(7)は、千葉県情報公開条例に定める不開示情報のため非公開。
- 6 議事における主な意見及び質疑応答
- (1) 障害者差別解消法及び障害者条例に基づく令和5年度の相談件数等について(委員)
- 「7 県障害者条例による周知活動状況(1)障害保健福祉圏域別」について、総合計3,4 52件のうち松戸圏域での周知活動件数が1,003件と圧倒的だが、これはどのようなことな のか。

(事務局)

どの圏域も商品・サービス分野に関する周知活動が多い状況である。松戸圏域は県内でも都心部であり、商品・サービス分野の事業所の数が多いため周知活動件数も多いと推測できる。

しかし、広域専門指導員による周知活動の方法は様々である。広域専門指導員が複数の事業所が集まる研修会等で説明を行った場合も周知活動件数は1件と計上しており、各圏域での周知活動については件数のみでは評価できないと考えている。

(委員)

周知活動件数が多いことは良いことである。各圏域で周知活動の方法が異なるとのことだが、松戸圏域以外も熱心に周知活動を実施していただきたい。

障害保健福祉圏域別取扱件数について、印旛圏域での相談件数が比較的多いが理由はあるか。 (事務局)

印旛圏域は人口も多く、7市2町と多くの自治体を管轄する地域であることから相談機関が多いと考えている。

(委員)

各圏域の人口が一律ではない。一概に相談件数のみで広域専門指導員の活動を評価できないと 思う。

周知活動について、圏域ごとに活動計画を立てて実施しているのか、各圏域に一任しているのか。 か伺いたい。

(事務局)

上半期、下半期それぞれの広域専門指導員の活動について各圏域で計画を立てている。重点的 に周知活動を実施する分野等、周知活動の詳細については各圏域に一任している。

(委員)

「7 県障害者条例による周知活動状況 (2) 周知先分野別」について、司法分野の周知件数

が少ない。相談件数が少ないのであれば、周知不足も考えられる。また、「3 障害種別ごとの取扱件数」について、複数として計上している重複障害がどの障害の重複なのか見えない。わかるように記載してほしい。

(2) 県障害者条例に基づく令和5年度広域専門指導員等活動報告書(案) について (委員)

2ページの「(1) 圏域別地域相談員委嘱状況」について、地域相談員の合計が494名と記載されているが、地域相談員の役割や活動内容を伺いたい。また、地域相談員の属性や処遇も伺いたい。

(事務局)

地域相談員は障害のある人、保護者及び関係者からの相談を受けて対応する役割を担うこととなっているが、広域専門指導員が相談に対応している事案がほとんどである。事案によっては、地域相談員と広域専門指導員が連携して対応することもある。地域相談員は、市町村が委嘱している身体障害者相談員及び知的障害者相談員に委嘱するとともに、県では精神障害に関する相談や不動産に関する相談等各専門分野における相談に対応する相談員も委嘱している。地域相談員は1回の活動につき報酬が発生しており、活動がない場合、報酬は発生しない。

(委員)

地域相談員は各圏域で2桁だが、定数があるのか。ここ数年の相談件数の推移を見ると多くて 100件程度だが、相談件数に対する地域相談員の人数についてはどのように考えているか。 (事務局)

市町村が委嘱する身体障害者相談員、知的障害者相談員及びその他の相談員について県で委嘱 している状況であり、定数は設けていない。市町村で委嘱している相談員を中心に委嘱した結果 である。

(委員)

7ページの「5 相談分野と性別・年代別との関係」の表について、70代以上は団塊世代、50代以上は第2団塊世代と言われているにも関わらず、この年代の相談件数より40代までの相談件数が多く、周知活動の方法等が気になるがどうか。

(事務局)

年代別の相談件数については分析が難しいが、相談件数が少ない世代に周知が行き届いていない可能性も感じている。事務局で分析し、世代に応じた周知の方法等について考えていきたい。

- (3) 市町村における障害者差別解消支援地域協議会の推進について (委員)
- 「5 構成員について」だが、民生委員はどこに含まれているのか。 (事務局)

福祉等に含まれている。

(4)障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議の取組課題の整理について (委員)

課題1 コミュニケーションに障害のある人に対する情報提供の配慮については、県で障害のある人に対する情報保障のためのガイドラインが作成され、改訂版もホームページ上で公開され、かなり進捗している。

課題2 障害者用駐車場スペースの適正な利用については、パーキングパーミット制度が導入 されており、普及が図られているところである。

課題3 病院や飲食店等における身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の受け入れについては、盲導犬協会等による調査によると未だ半数以上の店舗で盲導犬の受け入れが難しい状況と言われている。

課題4 預金の引き出し等を行う際の金融機関の配慮については、県内に本店のある地銀との協定等により代筆の対応やATMの整備等がかなり進んできている。

課題5 障害の状況に応じた職場での配慮、課題8 店舗での買い物と移動の介助、課題10 保育所等における障害児への配慮及び課題11 学校における発達障害、知的障害のある子に対する教育上の配慮については、障害者差別解消法における合理的配慮の提供が法的義務となったことを踏まえ、推進会議の場で議論する必要があるのかについて、判断が必要かと思う。

どの課題も完全に達成しているとは言えないため、今後も推進が必要だが、どの課題を推進会 議で取り扱うべきか、また、新たな課題は出てきていないのか、ということを含めて整理したい。 (委員)

課題6 障害のある人が使えるトイレの設置推進についてだが、障害者用トイレは男女共用しかないと言われていたこともあり、性別に関連した課題も考えていく必要があると感じた。

広域専門指導員等活動報告書(案)の7ページに性別ごとの相談件数が記載されているが、女性からの相談件数は男性からの相談件数の半数程度である。女性が相談しにくい状況に置かれているのではないかという想像もできる。例えば、男性の広域専門指導員が配置されている圏域では女性が声を挙げにくいという事情も考えられる。性別に関連した課題等についても併せて調査していただきたい。

(委員)

課題11 学校における発達障害、知的障害のある子に対する教育上の配慮について、聴覚障害者への教育上の配慮も十分ではないと感じているため、発達障害、知的障害に限らず、より広くとらえる必要があると感じている。

課題13 建物等のバリアフリー化の推進について、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、情報保障について示された。これまで、バリアフリーは物理的なバリアフリーと考えられてきたが、情報保障のバリアフリーという視点からも幅を持たせた

記載をしていただきたい。

(委員)

課題3 病院や飲食店等における身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の受入れについてだが、行政のみでの周知には限界があると感じる。地域の様々な団体が補助犬を知ってもらうためのイベント等を実施しているため、行政と地域団体が協力して周知が出来たら良い。

また、新たな課題についてだが、行政でも DX 化が進んでいるので、障害のある人への DX 対応についてではないかと思う。

(委員)

課題1 コミュニケーションに障害のある人に対する情報提供の配慮について、コミュニケーションボード等が救急車や施設等にあるものの、活用されていないという調査結果を見たことがある。コミュニケーションボードを作っていても誰の目にもつかない場所に置いてあることもあり、もったいないと感じている。作って終わりではなく、必要な人の目の届く場所に置くことも重要かと思う。

(委員)

課題4 預金の引き出し等を行う際の金融機関の配慮について、ATM の画面の角度が車椅子 ユーザーにとっては見づらいという声が多い。また、コンビニ等の ATM は画面が高く、車椅子 ユーザーは操作が出来ないため改善を求める声もあり、検討いただきたい。

(委員)

視覚障害のある人からの相談に多い課題7 障害のある人に対する不動産の賃貸及び課題9 音響式信号機の音声誘導ルールについてはどうか。

(委員)

視覚障害に関しては、課題6、課題7及び課題9が主な課題と考えている。

課題6 障害のある人が使えるトイレの設置推進についてだが、「右手は女子トイレ、左手は男子トイレ」等トイレ入口までの誘導しかないという現状がある。女性の視覚障害者の同伴者が男性(夫等)の場合、女性の視覚障害者はトイレに入って以降、操作に戸惑うことがあり、課題である。

課題7 障害のある人に対する不動産の賃貸について、高齢、単身の視覚障害者のアパート契約が問題となっている。

課題9 音響式信号機の音声誘導ルールについて、近隣住民から音響式信号機を止めてほしい との声が挙がることがある。新築マンションの住民から声が挙がることも多く、音響式信号機に ついては、近隣住民と対話を重ね、理解を得る必要があると考える。

課題6、課題7及び課題9は推進会議で審議いただきたいと考える。

(委員)

課題3 病院や飲食店等における身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の受入れについて、例えばマンション等の賃貸物件についての受入れも課題があると考えている。病院、飲食

店以外も広くこの課題の対象にするべきと考えている。

(委員)

委員の皆様からの意見を聞くと、現在13個ある取組課題のうち、削除可能な課題はないように感じる。それぞれの課題について、内容が変化しており、それぞれの課題のうちどのような点に重点を置くべきか整理する必要があると感じる。

(事務局)

委員の皆様のおっしゃる通りである。それぞれの課題のうち、課題設定当初に重点を置いていた点は進捗したものの、時間の経過とともに新たに重点を置くべき点が発生していると感じており、それぞれの課題について重点を置くべき点を整理する必要がある。事務局で整理し、改めて委員の皆様に提案したい。

女性からの相談が少ない点も課題としてあると考えており、女性に関する視点も重要である。 これも含め事務局で整理したい。

以上